

令和元年

第 4 回市議会定例会 議案第 2 4 号

函館市都市公園条例の一部改正について

函館市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市都市公園条例の一部を改正する条例

函館市都市公園条例（昭和 3 3 年函館市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 7 中

「	広 告	ファウルグラウンドに面したフェンスのうち市長が指定する箇所	1 箇所（高さ 1. 4 メートル，幅 6 メートル） 当たり 1 年につき	30, 000 円	を 」
		フェアグラウンドに面したフェンスのうち市長が指定する箇所	1 箇所（高さ 1. 4 メートル，幅 1 0 メートル） 当たり 1 年につき	75, 000 円	
「	広 告	ファウルグラウンドに面したフェンスのうち市長が指定する箇所	1 箇所（高さ 1. 4 メートル，幅 6 メートル） 当たり 1 年につき	30, 000 円	に 」
		フェアグラウンドに面したフェンスのうち市長が指定する箇所	1 箇所（高さ 1. 4 メートル，幅 1 0 メートル） 当たり 1 年につき	75, 000 円	

改める。

附 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

千代台公園野球場のフェアグラウンドに面したフェンスに広告を行う者から使用料を徴収することとするため